

2月16日(木)から3月15日(水)まで

# 税の確定申告

～申告はお早めに～

町民税と所得税の申告時期が近づいてきました。税務課では、下記別表の日程で申告相談を行います。次のことに注意して、正しく早めに申告をお願いいたします。

平成17年分の所得税及び町民税は「老年者控除の廃止」「公的年金等控除額の減額」などの税法改正により、確定申告の件数が増加し、申告期間中の町役場での申告は例年以上に混雑することが予想されます。

必要書類が整った方につきましては、2月7日(火)～9日(木)に松前町役場で開催される四国税理士会松山支部による無料申告相談(3ページ参照)又は、松山税務署(還付申告は1月から受け付け)などで早めに申告されることをおすすめします。

## \* 申告時に持参するもの \*

▼ 印鑑(認印で可)

▼ 平成17年中の所得がわかるもの  
(給与所得・公的年金の源泉徴収票)

※ 農業、営業、不動産所得のある方は、申告の待ち時間の短縮のために、収入や経費について、ご自身で必ず集計をしてきてください。

▼ 社会保険料控除を受けようとする方は、領収書又は支払(控除)証明書  
※ 国民年金保険料については社会保険料控除の適用を受ける方は、社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」又は「領収証書」

▼ 生命保険料控除及び損害保険料控除を受けようとする方は支払(控除)証明書

▼ 医療費控除を受けようとする方は、平成17年中に支払った医療費の領収書(領収書の集計はご自身でしてきてください)

▼ 税務署から送付された申告書をお持ちの方はその「申告書」

▼ 還付金の預金口座(本人名義)の番号が分かるもの

## 平成17年分 所得申告相談日程

別表		平成17年分 所得申告相談日程						
一般申告	月・日・曜日			申告会場及び受付時間				
		2月16日(木)から 3月15日(水)まで ※ ただし、土・日曜日は除く			役場2階大会議室  受付時間 9時～11時30分 13時～16時			
※ 東古泉地区の方につきましては、現在、公民館を建築中のため、申告は、上記の一般申告にてお願いします。								
出張申告	2月	月	日	曜日		受付時間	申告会場	
		9時～11時30分	13時～16時					
		24	金	恵久美	上高柳	各地区の公民館又は集会所にて受付しています。		
		25	土					
		26	日					
		27	月	昌農内	大間			
		28	火	北川原	西高柳			
	3月		1	水	塩屋			西古泉
			2	木	永田			徳丸
			3	金	大溝			中川原
			4	土				
			5	日				
			6	月	横田			鶴吉
			7	火	新立			出作
		8	水	本村	筒井			
	9	木	宗意	原北				
	10	金	南黒	田神				

※ 交通災害共済の加入受付も同時開設の予定です。(16ページ参照)

